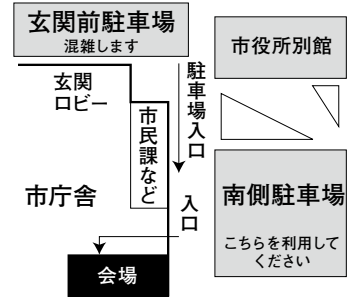


# 市県民税・国民健康保険税の申告受付相談

期 間 平成 21 年 2 月 16 日(月)から 3 月 16 日(月)まで (土曜日・日曜日は休みです)

受付時間 8 時 30 分から 12 時まで、13 時から 17 時まで

受付会場 田川市役所 1 階「大会議室」



※期間中は駐車場が混雑します。  
なるべく公共交通機関を利用してください。

待ち時間を少なくするため、別表のとおり地区ごとに相談日を指定していますが、ご自分の地区の指定日に来られない場合でも、必ず 3 月 16 日(月)までに申告してください。該当する人については、2 月上旬に別途申告の案内を送付します。なお、年金を受給されている人で、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除等を追加される人も、期間内に申告してください。

## 申告に必要なもの

- ① 申告案内はがき
- ② 印鑑
- ③ 事業(営業)などを行っている人  
収入支出のわかる帳簿領収書類
- ④ 農業をしている人  
収入支出のわかる帳簿領収書類(営農通帳など)、大型農機具を購入した場合の領収書、リースセンター・カントリーエレベーターの利用料のわかるもの、小作料の領収書など
- ⑤ 給与収入(アルバイトなど含む)のある人  
源泉徴収票または給与支払証明書
- ⑥ 所得控除に必要な書類  
生命保険料・地震保険料の支払証明書、国民年金などの支払証明書または領収書、医療費の領収書、身体障害者手帳など

| 相談日    | 相談地区                           |                                 |
|--------|--------------------------------|---------------------------------|
|        | 8:30 ~ 12:00                   | 13:00 ~ 17:00                   |
| 2/18 水 | 城山町・城山団地<br>川端町                | 高住町・三井大藪・弓ヶ丘<br>西福寺団地・天神団地      |
| 2/19 木 | 新生町・川宮                         | 平岡・新川宮<br>文字山団地・角銅原             |
| 2/20 金 | 上弓削田・見立                        | 下弓削田・下見立<br>見立口・船尾              |
| 2/23 月 | 猪位金 1 区 ~ 5 区                  | 岩屋・野上・新野上団地<br>江田・猪位金 6 区 ~ 7 区 |
| 2/24 火 | 伊加利・平原県住・平原小森台<br>伊加利県住・協和・会社町 | 御祓・立見・昭和団地<br>西ヶ浦市住・高柳団地・粉井     |
| 2/25 水 | 三井伊田                           | 夏吉・夏吉 2 区・泉ヶ丘<br>清瀬             |
| 2/26 木 | 三井平原・西平松町<br>三井本部西・桜町          | 大浦団地・大浦市住<br>西本町・宮尾町            |
| 2/27 金 | 松原 1 区・松原東 2 区<br>松原西 2 区      | 中央町・松原 3 区                      |
| 3/ 2 月 | 三井鎮西・ひかりヶ丘                     | 東町・桐ヶ丘                          |
| 3/ 3 火 | 上伊田東・螢ヶ丘                       | 糸飛・山吉・夏吉緑ヶ丘<br>平松町              |
| 3/ 4 水 | 上伊田西・下伊田                       | 日吉町・日吉町団地<br>日吉町市住・向陽台・清水町      |
| 3/ 5 木 | 白鳥町・南白鳥町<br>古賀町                | 大黒町・奈良<br>松の木団地                 |
| 3/ 6 金 | 日の出町・新町・栄町                     | 丸山町・春日町                         |
| 3/ 9 月 | 芳ヶ谷・田川団地<br>桜ヶ丘                | 中央団地 1 区 ~ 4 区<br>雇用促進住宅・中央県住   |
| 3/10 火 | 魚町・伊田町・番田町<br>寿町               | 鉄砲町・吉田・松見ヶ丘<br>緑町               |
| 3/11 水 | 後藤寺東団地・霞ヶ丘<br>新霞ヶ丘             | 後藤寺西団地・上ノ山団地<br>大浦朝日ヶ丘・新大浦町・大浦町 |
| 3/12 木 | 千代町・本町・上本町                     | 長尾・位登団地・清美町<br>平和団地             |
| 3/13 金 | 糺                              | 市民プール<br>浄水場下                   |

## 注意事項

※国民年金の保険料と国民年金基金の掛金に係る社会保険料控除の適用については、その保険料の支払いを証明する書類が必要になりますので必ず持参してください。

※医療費控除で、高額医療や生命保険などの補てんがあるときは、補てん額のうち書類を持参してください。

※障害者控除で、市から障害者控除対象者の認定を受けている人は、認定書を持参してください。

・この申告は、平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの 1 年間の所得を申告するものです。所得税の確定申告書を税

## 田川税務署からのお知らせ

〔平成 20 年分の確定申告に関する〕  
税務署窓口での相談と申告書の受付

- 所得税 2 月 16 日(月)から 3 月 16 日(月)まで
- 贈与税 2 月 2 日(月)から 3 月 16 日(月)まで
- 消費税及び地方消費税(個人事業者)

※還付申告は 1 月から受け付けていますので、早めに提出してください。

▼問い合わせ 田川税務署 個人課税部門 ☎44・0430

3 月 31 日(火)まで

務署に提出した人は市県民税などの申告をする必要はありません。  
申告受付は、時間に余裕をもってお越しください。  
・税務署から確定申告関係書類が届いた場合は、できるかぎり税務署で申告してください。